

## 第 1 条(本規約の範囲)

1. 本規約は、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会(以下「JSTO」という)が募集する「おもてなし免税事業者」の参加に際して適用される条件を定めるものとする。下記第 3 条に基づく「おもてなし免税事業者」への参加を承諾されたすべての事業者(以下「事業者」という)は、本規約の内容を承諾したものであるものとする。
2. JSTO は、事業者へ通知を行うことにより、本規約の変更又は細則の制定をすることができるものとする。

## 第 2 条(「おもてなし免税事業者」参加目的)

事業者は「おもてなし免税事業者」に参加することにより、①ショッピングを中心とした日本の魅力を世界に発信すること ②より多くの訪日ゲストをお迎えし、訪日ゲストにご満足いただけることを目的とする。

## 第 3 条(「おもてなし免税事業者」参加条件)

JSTO の趣旨に賛同し、訪日ゲストに対し日本を楽しんでいただき、心を込めておもてなしを行なう小売店・飲食店等の事業者であること。

また、店舗にて Japan Shopping Festival のロゴを掲出すること。

## 第 4 条(「おもてなし免税事業者」参加特典)

おもてなし免税事業者は参加後、下記の特典を利用できるものとする。

### おもてなし免税事業者特典

1. Japan Shopping Festival の開催期間中(2023 年 7 月 15 日～2024 年 4 月 30 日)、JSTO 公式多言語ショッピング情報サイト「Japan Shopping Now」内へ多言語ショップページ開設、付随する下記サービスが無料で利用可能
  - (ア) ショップ情報、PR 情報の投稿管理ツール(専用 ID/PW)
  - (イ) ショップ情報、PR 情報投稿文書の翻訳(4 言語:英、簡、繁、韓)
  - (ウ) 日本政府観光局(JNTO)グローバルサイトへの掲載
2. 「Japan Shopping Festival」等の JSTO 主催共同キャンペーンへのエントリー
3. 各種情報の取得(メルマガ配信)

## 第 5 条(「おもてなし免税事業者」契約期間)

- 契約開始は JSTO 側での登録完了をもって契約開始とする。
- 契約期間は、利用開始日から 2024 年 4 月 30 日までとする。

## 第 6 条(「おもてなし免税事業者」参加等)

1. 事業者への参加希望者は、JSTO 公式サイトまたは参加申込書に必要事項を入力、記入の上で行うものとする。その際、企業(団体)名、住所、電話番号その他の事項について、正確かつ最新の情報を参加申込書に記載して提供するものとする。

2. 商店街等が複数店舗の参加を行なう場合、各店舗は代表申込者と連帯して本規約に基づく義務を負うものとする。

## 第 7 条(参加情報・個人情報の取扱い)

1. JSTO は事業者の申込みを通じて取得した参加情報および個人情報(以下「参加情報等」という)の取扱いについては、個人情報保護に関する法律および別途定める JSTO「個人情報保護規定」に則って管理するものとする。
2. JSTO はプロモーション活動などにおいて、「Japan Shopping Now」「Japan Shopping Festival」などを通じて取得した事業者の参加情報等を公式 HP や SNS、パンフレット等に掲載するなど、特定された目的の範囲で利用することがある。

## 第 8 条(おもてなし免税事業者資格の取消し)

事業者が以下の項目に該当する場合は、事前に通知することなく直ちに本契約を解除し、当該参加者の 資格を取消することができるものとする。

1. 参加申込みにおいて、虚偽の申請を行ったことが判明した場合。
2. 第3条に定める参加条件に満たない、もしくは事業者としての適格性に欠けると判断した場合。
3. 事業者に対する破産、民事再生その他倒産手続きの申立てがあった場合。
4. 本規約に違反した場合。
5. その他、参加者として不適切と JSTO が判断した場合。

## 第 9 条(反社会的勢力排除に関する同意)

1. 参加時に、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. JSTO が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出する。
3. 事業者が反社会的勢力に属すると JSTO が判断した場合、第 8 条に基づき、当該参加者の資格を取消することができる。

## 第 10 条(損害賠償)

1. 事業者は、その活動を通じて JSTO に損害を与えた場合、一切の損害を補償するものとする。
2. 事業者活動に起因、または関連して、事業者と他の事業者、他の第三者との間で紛争が生じた場合、事業者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、JSTO に生じた一切の損害を補償するものとする。

## 第 11 条(合意・管轄)

本規約または JSTO に関連する一切の紛争については、JSTO が属する東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

制定日 2023 年 7 月 12 日